

喜連瓜破橋大規模更新工事にかかる契約者の選定経緯等について

2021年 7月 28日

阪神高速道路株式会社

1. 工事概要

(1) 工事名

喜連瓜破橋大規模更新工事

(2) 工事場所

大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）

（大阪市平野区喜連西6丁目～大阪市平野区瓜破西1丁目付近）

(3) 工事内容

本工事は、阪神高速14号松原線喜連瓜破付近の3径間連続PC有ヒンジ箱桁橋における中央ヒンジ部の垂れ下がり等を解消するため、既設橋梁の撤去及び新橋梁の架設について、施工法の検討並びに設計、施工を行うものである。

(4) 工事概算数量

【設計業務】

- ・ 現地踏査 1 式
- ・ 既設橋梁撤去に関する施工計画作成 1 式
- ・ 新設橋梁の構造形式検討及び施工計画作成 1 式

【工事】

- ・ 工事延長 L = 1 5 4 m
- ・ 既設橋梁撤去工 1 式
- ・ 橋梁上部工 1 式
- ・ 仮設工 1 式
- ・ 共通仮設費 1 式

(5) 工 期

設計業務 2020年3月31日から2021年3月31日まで（2020年12月23日早期完了）

工 事 2021年7月1日から2025年6月9日まで（余裕期間制度適用対象外）

2. 経 緯

(1) 契約相手方の選定方法

本工事は、阪神高速14号松原線喜連瓜破付近の3径間連続PC有ヒンジ箱桁橋における中央ヒンジ部の垂れ下がり等の構造物の永続性にかかる課題を解決するため、内環状線や長居公園通

りといった重交通の幹線道路上において、既設上部工を撤去し、橋梁の架設を行う難易度の高い工事である。

本工事の発注における仕様の前提となる条件の設定においては、非常に厳しい施工条件下で、工事期間をできるだけ短くし、14号松原線及び内環状線・長居公園通り等の街路への交通影響を極力少なくすることが求められることから、施工者のノウハウを活用した施工方法を検討する必要があるとともに、その施工方法に応じた最適な構造を取り入れなければならないため、「技術提案・交渉方式」を適用することとした。

「技術提案・交渉方式」の契約タイプの選定においては、

- ・関係管理者協議の結果を踏まえた工法選定・施工計画が必要であり、それに基づいた詳細設計が必要であること。
- ・施工期間における周辺環境への配慮や安全性の確保とともに確実な施工及び品質・出来形を確保するには、施工者のノウハウを活用することが効率的な施工であると判断されること。

などから、技術提案を行った施工者（提案者）による詳細設計が不可欠であることから「設計交渉・施工タイプ」を適用することとした。

また、公告時点において仕様の確定が困難で、本工事に対する技術提案の自由度が高く、評価を行うには一定の設計成果を踏まえることが望ましいと考えられたことから「段階選抜方式」を併用することとした。

(2) 参考額の提示

技術提案・交渉方式では、競争参加者にとっては技術提案の自由度が高い反面、上述のように仕様確定しないため、場合によっては提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰で高価格な提案となるおそれがある。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能レベルの目安として、予め、参考額を設定している。

参考額は工事の規模の目安となる概算工事費である。なお、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

(3) 契約相手方の選定体制

技術提案書の内容の審査・評価等は、阪神高速道路株式会社の入札・契約運営審査会（以下「入札・契約運営審査会」という。）にて行った。

また、中立かつ公正な立場で審査を行うため、学識経験者で構成する「総合評価審査委員会特別部会」（以下「総合評価審査委員会」という。）を設置し、意見聴取を実施した。

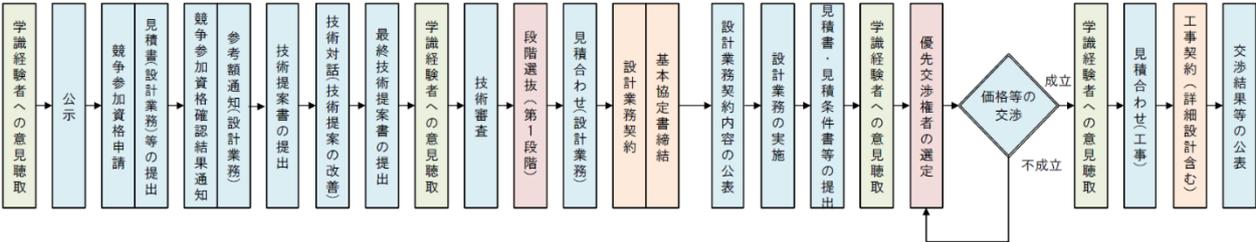
総合評価審査委員会は、各技術分野を専門とする学識経験者4名及び社内関係社員で構成し、工事内容の確認、契約手続方法の適用性確認、技術提案内容の確認、技術審査及び技術評価の結果並びに技術評価点順位の妥当性確認等を行った。なお、総合評価審査委員会は非公開とした。

総合評価審査委員会の学識委員は以下のとおり。

| 氏名（五十音順） | 所 属 |
|----------|----------|
| 井上 晋 | 大阪工業大学教授 |
| 杉浦 邦征 | 京都大学教授 |
| 建山 和由 | 立命館大学教授 |

(4) 契約者決定の流れ

契約者決定の流れは以下のとおり。



(5) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は以下のとおり。

| 日 付 | 内 容 |
|------------------------|--------------------------------|
| 2019年9月17日 | 総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取) |
| 2019年10月31日 | 契約手続開始の公示 |
| 2019年12月13日 | 競争参加資格確認申請書 見積書(設計業務)等の受領期限 |
| 2019年12月27日 | 競争参加資格確認結果通知 参考額通知(設計業務) |
| 2020年1月28日 | 技術提案書の受領(期限) |
| 2020年1月31日 | 第1回技術対話(改善事項なし) |
| 2020年2月3日 | 技術提案書の改善期限 |
| 2020年3月2日、3日(持ち回り審議含む) | 総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取) |
| 2020年3月10日 | 入札・契約運営審査会 |
| 2020年3月12日 | 段階選抜結果の通知 |
| 2020年3月26日 | 見積合わせ(設計業務) |
| 2020年3月30日 | 段階選抜者と設計業務契約締結、基本協定書締結 |
| 2020年3月31日 | 設計業務の開始日 |
| 2020年12月23日 | 設計業務完了 |
| 2021年1月13日 | 総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取) |
| 2021年1月18日 | 入札・契約運営審査会 |
| 2021年1月20日 | 優先交渉権者の選定結果の通知 |
| 2021年2月22日 | 入札・契約運営審査会 |
| 2021年3月30日 | 詳細設計業務契約締結 |

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| 2021年1月27日～2021年4月26日 | 価格等交渉 |
| 2021年5月24日 | 総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取) |
| 2021年5月28日 | 入札・契約運営審査会 |
| 2021年6月14日 | 見積依頼 |
| 2021年6月23日 | 見積合わせ |
| 2021年6月30日 | 工事請負契約締結 |

3. 公示内容の確認

(1) 公示内容確認の概要

本工事の契約手続を行うにあたり、公示内容を総合評価審査委員会に報告し以下の事項について確認された。その確認を踏まえ、入札・契約運営審査会にて公示内容を決定した。

- ・ 工事内容
- ・ 契約手続方式の適用性
- ・ 技術提案範囲及び技術提案評価項目

(2) 公示

入札契約運営審査会にて公示内容について確認された後、2019年10月31日に公示を行い、競争参加資格確認申請書の提出を招請した。

4. 質問書の受領・回答

(1) 質問書の受領

技術提案書等作成に係る質問について、提出期間を2019年10月31日から2020年1月10日までとした。

(2) 質問書の回答

2019年11月6日に質問書の提出があり、5営業日以内に回答を行った。

5. 競争参加資格確認

(1) 競争参加資格確認の概要

競争参加資格については、競争参加者としての適正な資格と必要な実績の有無を入札・契約運営審査会で確認した。以下に、競争参加資格要件として設定した項目のうち主なものを示す。

| | |
|-------------------|--|
| 阪神高速道路株式会社契約規則第6条 | 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。 |
| 一般競争参加資 | 設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 格の認定 | <p>① 阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る 2017～2020 年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。</p> <p>② 阪神高速における建設工事の「橋梁（P・C）」、「橋梁（メタル）」に係る 2019・2020 年度の一般競争参加資格のいずれか又は両方を有すること。</p> |
| 会社更生法・民事再生法 | <p>会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> |
| 対象業務及び対象工事に対する等級区分及び企業の形態 | <p>次に掲げる①又は②のいずれかの条件を満たしている者であること。</p> <p>① 架替え後の橋梁形式について鋼道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合</p> <p>1) 単体の場合</p> <p>以下に示す全ての資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定 ・ 阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（以下「施工能力点」という。）が 1150 点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1150 点以上のいずれか又は両方 <p>2) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の場合</p> <p>以下に示す代表者と構成員から構成される 2 者又は 3 者。</p> <p>ア) 代表者は上記 1)に同じ。</p> <p>イ) 構成員は阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点が 1150 点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1150 点以上のいずれか又は両方。</p> <p>3) 異工種JVの場合</p> <p>以下に示す代表者と構成員から構成される 2 者から 4 者。</p> <p>ア) 代表者は上記 1)に同じ。</p> <p>イ) 構成員のうち 1 者は以下に示すいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者が阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点 1150 点以上の場合、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1150 点以上 ・ 代表者が阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1150 点以上の場合、阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点が 1150 点以上 ・ 代表者が阪神高速における「橋梁（P・C）」「橋梁（メタル）」に係る施工能力点がともに 1150 点以上の場合、阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点が 1150 点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1150 点以上のいずれか又は両方。 <p>ウ) 上記イ) 以外の構成員は阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点が 1150 点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1150 点以上のいずれか又は両方</p> <p>② 架替え後の橋梁形式についてPC道路橋を前提として技術提案及び設計業</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>務の実施を考えている場合</p> <p>1) 単体の場合 以下に示す全ての資格を有する者。 ・ 阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定 ・ 阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点が 1150 点以上</p> <p>2) 特定 J V の場合 以下に示す代表者と構成員から構成される 2 者又は 3 者。 ア) 代表者は上記 1) に同じ。 イ) 構成員は阪神高速における「橋梁（P・C）」に係る施工能力点が 1150 点以上</p> |
| 工事の施工実績 | <p>2004 年度（過去 15 年度）以降に、元請けとして、下記に示す施工実績を有すること。</p> <p>① 架替え後の橋梁形式について鋼道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合</p> <p>1) 単体の場合 下記に示す全ての工事の施工実績を有すること。なお、別々の工事による実績でもよい。（以下同じ。） 「同種工事」 ・ PC 道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）における張出し架設工事 ・ 鋼道路橋上部工（歩道橋を除く。以下同じ。）の工場製作及び架設工事</p> <p>2) 特定 J V の場合 ア) 代表者は上記 1) に同じ。 イ) 構成員は下記に示すいずれか又は両方の工事の施工実績を有すること。 「同種工事」 ・ PC 道路橋の架設工事 ・ 鋼道路橋上部工の工場製作を含む架設工事又は標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く鋼道路橋上部工における工場製作を含む補修若しくは補強工事（耐震補強工事を含む）</p> <p>3) 異工種 J V の場合 ア) 代表者は下記のいずれか又は両方の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 「同種工事」 ・ PC 道路橋における張出し架設工事 ・ 鋼道路橋上部工の工場製作及び架設工事 イ) 代表者が上記ア) のいずれか一方の要件を満たす場合、構成員のうち少なくとも 1 者は上記ア) で代表者が満たしていない要件を満たすこと。 ウ) 代表者が上記ア) で両方の要件を満たす場合の構成員又は上記イ) の要件を満たす構成員以外の構成員は、下記に示すいずれか又は両方の要</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>件を満たす工事の施工実績を有すること。</p> <p>「同種工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P C 道路橋の架設工事 ・ 鋼道路橋上部工の工場製作を含む架設工事又は標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く鋼道路橋上部工における工場製作を含む補修若しくは補強工事（耐震補強工事は含む） <p>② 架替え後の橋梁形式について P C 道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合</p> <p>1) 単体の場合</p> <p> P C 道路橋における張出し架設工事及び工場製作を含む P C 道路橋の架設工事。なお、別々の工事による実績でもよい。</p> <p>2) 特定 J V の場合</p> <p> ア) 代表者は上記 1) に同じ。</p> <p> イ) 構成員は P C 道路橋の架設工事</p> |
| <p>工事成績評定点</p> | <p>阪神高速が発注した工事のうち、過去 2 年度（2017 年度及び 2018 年度）に完成し引き渡しされた工事の実績がある場合は、2017 年度及び 2018 年度の工事成績評定点の平均が 2 年連続で 65 点未満でないこと。</p> <p>また、上記に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で 2019 年 7 月 1 日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が 50 点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは 40 点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。</p> |
| <p>配置予定技術者</p> | <p>次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。</p> <p>① 下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） <p>② 2004 年度以降（過去 15 年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。</p> <p>i) 架替え後の橋梁形式について鋼道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合</p> <p>「同種工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P C 道路橋における張出し架設工事 <p>なお、架設工事を行う際には下記に示す同種工事の工事経験を有する者を配置予定技術者等とは別に配置すること。配置予定技術者が下記の架設工事を行う際の同種工事の経験を有する場合は同一の技術者でよい。</p> <p>「同種工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼道路橋上部工の架設工事 <p>ii) 架替え後の橋梁形式について P C 道路橋を前提として技術提案及び設計</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>業務の実施を考えている場合</p> <p>「同種工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P C 道路橋における張出し架設工事 <p>なお、架設工事を行う際には下記に示す同種工事の工事経験を有する者を配置予定技術者等とは別に配置すること。配置予定技術者が下記の架設工事を行う際の同種工事の経験を有する場合は同一の技術者でよい。</p> <p>「同種工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレキャスト P C 道路橋の架設工事 |
|--|---|

(2) 競争参加資格確認結果

2019年12月13日までに1者の応募があった。この1者より提出された競争参加資格確認申請書について、説明書に示した競争参加資格を満たしていることを入札・契約運営審査会において確認し、2019年12月27日に競争参加資格確認結果の通知を行った。

6. 技術提案及び技術対話

(1) 技術提案書の受領

技術提案評価項目は以下のとおりとした。

- ① 業務の実施体制確保に関する取り組み
- ② 特定テーマ 既設橋梁の撤去工法検討にあたっての留意点

技術提案書は、技術提案書提出要請を行った1者から受領した。技術提案書の提出があった1者に対して技術対話を行い、技術提案内容及び前提条件、適用条件等を確認した。

(2) 技術対話の概要

【第1回技術対話】2020年1月31日

○技術提案書の内容及び前提条件、適用条件等について確認及び質問を実施。

- ・ 業務実施体制確保の内容、有用性等
- ・ 各技術提案の着眼点や手順等の内容、有用性等

○技術提案書に対して過度な提案、技術提案が不適切なもの等はなく、改善要請事項はなかった。

(3) 最終技術提案書

提出された技術提案に対して発注者から改善を求めることはなく、また、提案者からの自発的な技術提案の改善もなかったことから、当初の技術提案書をそのまま受け入れた。

7. 技術審査

(1) 実施方法

最終技術提案書に対する技術評価結果(案)を作成し、当該案を総合評価審査委員会に報告し、技術審査及び技術評価結果の妥当性が確認された。その確認を踏まえ、入札・契約運営審査会にて段階選抜者を決定した後、2020年3月12日に段階選抜者選定の通知を行った。

(2) 技術審査概要

【技術提案の分類】

最終技術提案書の技術審査は、提出されたすべての技術提案を公示時の説明書に記載した評価項目ごとに評価細目別に分類し、評価細目単位で本工事の適用性及び効果を考慮し、業務実施体制及び技術提案を評価し、点数化した。

【業務体制評価点の決定】

以下の5段階評価で業務体制評価点を決定した。

| 評価 | 配点率 | 評価基準 |
|----|-------|--|
| 優 | 10/10 | 業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から、業務実施の信頼性・確実性が極めて高く期待できる内容となっている。 |
| 良上 | 7/10 | 業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から、業務実施の信頼性・確実性が高く期待できる内容となっている。 |
| 良 | 5/10 | 業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から、業務実施の信頼性・確実性が期待できる内容となっている。 |
| 良下 | 3/10 | 業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から、業務実施の信頼性・確実性が一定程度期待できる内容となっている。 |
| 可 | 1/10 | 一般的な業務実施方針・留意点等に関する内容となっている。 |

【技術評価点の決定】

点数化した評価細目毎の評価を平均し、評価細目毎に公示時の説明書に記載した以下の5段階評価で技術評価点を決定した。

| 評価 | 配点率 | 評価基準 |
|----|-------|--|
| 優 | 10/10 | 撤去する既設橋梁の特徴や現地条件を踏まえた撤去工法を検討する上での留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが、極めて高く期待できる内容となっている。 |
| 良上 | 7/10 | 撤去する既設橋梁の特徴や現地条件を踏まえた撤去工法を検討する上での留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが、高く期待できる内容となっている。 |
| 良 | 5/10 | 撤去する既設橋梁の特徴や現地条件を踏まえた撤去工法を検討する上での留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが、期待できる内容となっている。 |
| 良下 | 3/10 | 撤去する既設橋梁の特徴や現地条件を踏まえた撤去工法を検討す |

| | | |
|---|------|--|
| | | る上での留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが、一定程度期待できる内容となっている。 |
| 可 | 1/10 | 上記に該当しない一般的な内容となっている。 |

8. 技術提案の講評

- ・ 件名 喜連瓜破橋大規模更新工事
- ・ 段階選抜者の選定通知日 2020年3月12日

| 競争参加者 | 項目 | 技術提案項目 | | 合計 |
|-------|-----|--------|-------|-------|
| | | 業務実施体制 | 特定テーマ | |
| | 配点 | 10 | 10 | 20 |
| A社 | 評価点 | 7.00 | 7.00 | 14.00 |

(1) 総評

喜連瓜破橋大規模更新工事の技術提案書は1者から提出され、当該技術提案書の内容の審査を技術審査会において行った。また、総合評価審査委員会において妥当性の確認を行った。

審査は、技術提案書を基にして、以下の評価項目について行った。

- ① 業務の実施体制確保に関する取り組み
- ② 既設橋梁の撤去工法検討にあたっての留意点

評価においては、特に、信頼性・確実性の高い業務実施体制の構築、及び各種リスク要因の適切な分析による留意点の記載等について高い評価がなされている。

(2) 段階選抜者の選定

技術提案内容が妥当であり、一定の技術評価点を有することから、当該技術提案書の提出者を段階選抜者に選定した。

9. 設計業務の実施

「設計交渉・施工タイプ」における設計業務の実施にあたり、発注者は段階選抜者と基本協定書を締結し、設計業務の契約を締結した。

10. 業務成果の評価

(1) 実施方法

設計業務の完了後、下表に基づき設計業務内容（成果品）を審査し、段階選抜者の評価点を算出した。

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
|------|------|-----|
|------|------|-----|

| | | | |
|--|---|-----|--|
| <p>①交通影響【定性的判断】</p> <p>街路及び高速道路の交通影響低減の施策（各々の規制形態・時間・期間）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各段階選抜者の業務成果を相対的*に評価する。 評価は5段階（優、良上、良、良下、可）で評価する。 明らかな優劣がない場合は、同一評価とする。 ①～③の評価点の合計により優先交渉権者を選定する。 | 10点 | <p>評価方法及び技術評価点は、下記のような5段階評価を標準とする。</p> <p>優：満点 良上：満点×7/10 良：満点×5/10 良下：満点×3/10 可：満点×1/10</p> |
| <p>②安全性【定性的判断】</p> <p>既設構造物（PC構造物）の安全な撤去（リスクマネジメント）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①～③の評価点の合計により優先交渉権者を選定する。 | 10点 | <p>評価方法及び技術評価点は、下記のような5段階評価を標準とする。</p> <p>優：満点 良上：満点×7/10 良：満点×5/10 良下：満点×3/10 可：満点×1/10</p> |
| <p>③総合的なマネジメント力・技術力【定性的判断】</p> <p>工期、コスト管理、不測の事態への対応など</p> | <p>※段階選抜者が1者のみのため、公告時に参考提示した案を標準案として相対的に評価する。</p> | 10点 | <p>評価方法及び技術評価点は、下記のような5段階評価を標準とする。</p> <p>優：満点 良上：満点×7/10 良：満点×5/10 良下：満点×3/10 可：満点×1/10</p> |

(2) 業務成果の講評

- ・ 件名 喜連瓜破橋大規模更新工事 設計業務
- ・ 優先交渉権者の選定通知日 2021年1月20日

| 段階選抜者 | 項目 | 評価項目 | | | 合計 |
|-------|-----|-------|------|------------------|-------|
| | | ①交通影響 | ②安全性 | ③総合的なマネジメント力・技術力 | |
| | 配点 | 10 | 10 | 10 | 30 |
| A社 | 評価点 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 21.00 |

喜連瓜破橋大規模更新工事設計業務について、段階選抜者の業務成果に対する評価結果(案)を作成し、当該案を総合評価審査委員会に報告し、評価結果の妥当性が確認された。

評価は、評価基準を基にして、以下の評価項目について行った。

- ①交通影響
- ②安全性

③総合的なマネジメント力・技術力

評価においては、特に、交通影響を最小限にする検討内容や、現況構造物の健全性及び安全に係るリスクの的確な抽出等について高い評価がなされている。

(3) 優先交渉権者の選定

設計業務の成果が、実現可能な施工法であり、かつ施工ステップ毎に必要な期間が適切に考慮された工期である等、標準案より優位性があると認められることから、入札・契約運営審査会にて当該段階選抜者を優先交渉権者に選定した後、2021年1月20日に優先交渉権者の選定の通知を行った。

11. 価格等交渉

(1) 価格等交渉の概要

優先交渉権者から提出された参考見積書等に基づき、価格等交渉を行った。価格等交渉はメール、対面により施工条件、積算条件の確認等を随時実施した。

【対面形式及びメール等による価格等交渉】（2021年1月27日～2021年4月26日）

確認項目

- ・ 工事契約予定範囲、施工方法及び施工ステップ等
- ・ 工場製作費及び施工費の算出において使用している数量、積算基準、適用歩掛、積算条件、採用単価及び稼働率等
- ・ 各工種の工程及び全体工程
- ・ リスク分担について

確認できた内容

- ・ 適用する積算基準類及び見積採用とする項目
- ・ 見積書との比較において著しい乖離はなかったこと
- ・ 諸経費（率）に含まれるべき項目が直接工事費に積上げられるなど、二重計上されていないこと
- ・ 自然条件や社会条件等のリスクが発生する可能性のある要因についてのリスク分担
- ・ 価格等交渉時点で未確定となっている関係者協議や施工計画詳細検討等を踏まえて決定する施工方法等について、内容確定後に新たな工種等が発生するなどの大幅な見直しが発生した場合には、改めて当該内容について価格等交渉を実施すること
- ・ これまでの価格等交渉及び上記を踏まえた結果、全ての施工条件、積算条件、リスク分担等について優先交渉権者と合意できた

(2) 価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性

価格等交渉の結果、①～③のとおり交渉成立条件を満たしていることが確認できた。

交渉成立条件

- ① 参考額と見積の総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。

- ② 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（資機材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- ③ 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約となっている。

確認できた内容

- ① 参考額と見積額に著しい乖離はなかった。
- ② 適用している積算基準類、協力会社見積書の確認、積算単価については規格に応じた特別調査単価との比較などを行い、規格の違いがないこと、単価の乖離の程度、見積条件が合致していることを確認した。なお、単価差が大きく、かつその単価での総額が大きい項目はなかった。
- ③ 事例のない限定される工種においては標準積算基準の適用が適切ではないため、日当たり施工量等を想定により設定している単価については、実態調査を行い差異が著しい場合は実態を踏まえ設計変更する必要がある旨を特記仕様書に記載することとした。

2021年5月24日に開催した総合評価審査委員会において価格等交渉の概要及び結果を報告し、価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

総合評価審査委員会における確認結果を踏まえ、入札・契約運営審査会において交渉成立の判断の妥当性が確認された。

（3）契約制限価格の設定

総合評価審査委員会にて価格等交渉内容について確認された後、価格等交渉の中で合意した積算条件等に基づき積算を行い、契約制限価格を設定した。

（4）見積合わせ実施日時：2021年6月23日（水）午後2時00分

12. 契約の相手方の決定

（1）工事名

喜連瓜破橋大規模更新工事

（2）契約者

大成・富士ピーエス・MMB異工種建設工事共同企業体

（3）工事場所

大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）

大阪市平野区喜連西6丁目～大阪市平野区瓜破西1丁目付近

(4) 工事請負契約締結日

2021年6月30日

(5) 契約金額

契約制限価格 13,214,124,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

契約金額 13,211,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 工期

2021年7月1日から2025年6月9日まで

13. 喜連瓜破橋大規模更新工事における技術提案・交渉方式の総合評価審査委員会日時及び確認事項

【第1回総合評価審査委員会】

開催日時：2019年9月17日（火）10:00～12:00

場 所：阪神高速道路(株)役員会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 工事概要
- 技術提案・交渉方式の適用
- 求める技術提案内容及び評価基準

【第2回総合評価審査委員会】

開催日時：2020年3月2日（月）14:30～15:00、3月3日（火）

場 所：阪神高速道路(株)役員会議室（持ち回り審議）、メールでの資料送信による審議

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 最終技術提案内容
- 技術審査及び技術評価結果の妥当性

【第3回総合評価審査委員会】

開催日時：2021年1月13日（水）9:30～11:00

場 所：Web会議形式により開催

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 段階選抜者の業務成果に関する評価結果の妥当性

【第4回総合評価審査委員会】

開催日時：2021年5月24日（月）13:30～15:00

場 所：Web会議形式により開催

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

- 優先交渉権者との価格等交渉内容
- 価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性

○公表内容

以 上